平成２９年（フ）第５８１号
大阪府河内長野市松ケ丘中町1408番地の16
債務者　村上　安代
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第７３４号
福岡市博多区須崎町12番16号
債務者　長尾　　覚
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８３７号
福岡県糟屋郡須恵町大字須恵537番地４　第２シティコート須恵106号
債務者　佐藤　正俊
1　決定年月日時　平成29年６月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８４２号
福岡市博多区吉塚１丁目43番11号
債務者　福澤　　修
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９０１号
福岡市博多区吉塚本町９番11―907号
債務者　水上　茜音（旧姓日比生）
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７５号
北海道帯広市西16条南６丁目８番１号
債務者　鈴木　晃子
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第４９号
奈良県生駒市小明町1457番地１
債務者　柴田　尚紀
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１５１号
奈良市帝塚山１丁目38番12号
債務者　吉岡　昌江
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１６２号
奈良市押熊町645番地の２　柳本ハイツＡ―102号
債務者　米田　好一
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１７３号
奈良県生駒郡三郷町立野南１丁目21番64号（204号室）
債務者　大垣智恵子
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１２４号
香川県高松市国分寺町新名635番地１　ステイブル国分寺203
債務者　藤田　　寿
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１２５号
香川県高松市屋島西町643番地２
債務者　橋本　佳樹
1　決定年月日時　平成29年７月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第６９７号
福岡市博多区諸岡４丁目９番14―102号
債務者　橋口　千穂
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７２３号
福岡県宗像市大井台16番１号
債務者　西村　　勉
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７３０号
福岡県宗像市赤間３丁目３番11―406号
債務者　柴田加奈子
1　決定年月日時　平成29年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７３１号
福岡市西区今宿１丁目17番27―105号
債務者　井上眞樹夫
1　決定年月日時　平成29年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７５７号
福岡市南区長丘２丁目２番23号
債務者　鈴山　節子
1　決定年月日時　平成29年６月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部